

税金

所得税の控除

障害者控除の区分	対象となる人	控除額
障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B判定もしくは精神障害者保健福祉手帳2級又は3級を所持している者 など	27万円
特別障害者	本人又は同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定もしくは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者 など	40万円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている者（注1）施設に入所されている場合は、同居とはなりません。	75万円

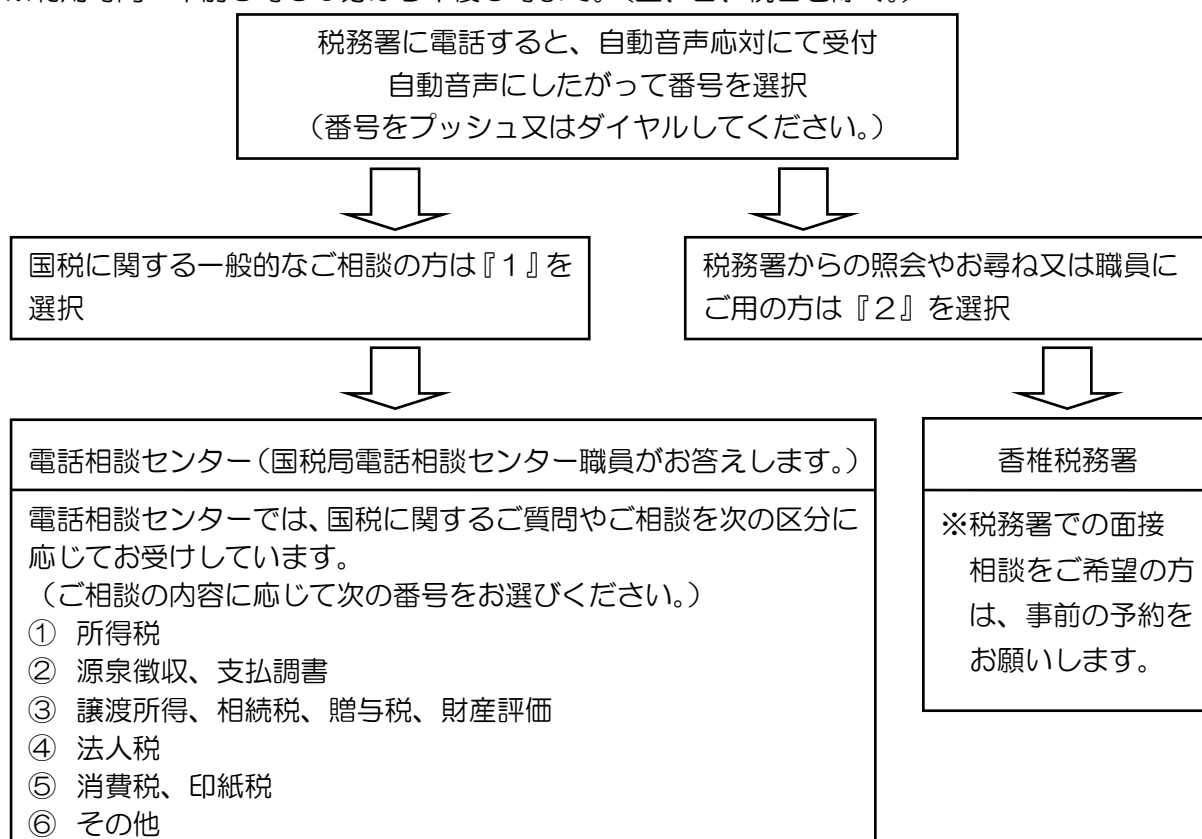
※「対象となる人」は、原則として手帳の交付を受けている人ですが、手帳交付申請中などにより手帳の交付を受けていない場合でも該当する場合があります。詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

●手続き

給与所得者の場合は、お勤め先へ申し出てください。それ以外で確定申告が必要な方は、その際に申告してください。（手続きの際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等が必要です。）

●お問い合わせ

香椎税務署 〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1 TEL 092-661-1031
 自動音声によりアナウンスされた番号を選択していただくと、以下のとおりご案内します。
 ※利用時間：午前8時30分から午後5時まで。（土、日、祝日を除く。）



住民税の控除

控除の種類	対象となる人	所得控除額
普通障害者	本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B判定、もしくは精神障害者保健福祉手帳2級以下の所持者等	26万円
特別障害者	本人又は同一生計配偶者及び扶養親族が身体障害者手帳1, 2級、療育手帳A判定、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級の所持者等	30万円
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が上記の特別障害者に該当し、納税者もしくは納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族と同居している人（注：施設等に入所されている場合は、同居とはなりません）。	53万円

※本人の合計所得金額（前年分）が135万円以下で障がい者の方は非課税です。

●手続き

上記の控除を受ける場合、市県民税申告が必要です。（年末調整や確定申告で既に上記の控除について申告されている方や、税額の決定に必要な情報が公的年金の源泉徴収票に記載されている方は、改めて市県民税申告をする必要はありません。）

手続きの際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などが必要です。

●お問い合わせ

宗像市役所 税務課 市民税係

TEL 0940-36-7350 FAX 0940-36-2831

相続税の控除・贈与税の非課税

① 相続税の控除

障害者の方が相続した場合、年齢に応じて相続税額が控除されます。

② 贈与税の非課税

特定障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）までの価額が非課税とされます。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に、「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

●お問い合わせ

相続税・贈与税について 香椎税務署（26ページの●お問い合わせをご覧ください）

特定障害者扶養信託について 各信託銀行等

自動車税（環境性能割・種別割）

及び軽自動車税（環境性能割）等の減免

下記に示す ①障がい者等本人が自動車を所有し、自ら運転する場合 ②生計を同じくする三親等以内の者が所有し、家族または障がい者等本人が運転する場合 ③障がい者等本人が所有し生計を同じくする三親等以内の者が運転する場合 ④障がい者等（免許のない人を含む）のみで構成されている世帯で、障がい者等が所有し、通学・通院等に使用するため市が常時介護証明（週3回以上）を発行し、介護者が運転している場合に自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）が減免になります。

●対象となる人

身体障がい者手帳の交付を受けている人

障がいの区分		障がい者所有・障がい者運転①		左記以外の場合②③④	
		障がいの等級		障がいの等級	
視覚障がい		2級の3及び4 3級の3及び4		1級から3級までの各級 及び4級の1	
聴覚障がい		2級及び3級			
平衡機能障がい		3級			
音声・言語・そしゃく機能障がい		3級			
上肢不自由		1級及び2級			
下肢不自由		1級から6級までの各級		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級 及び5級		1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級			
	移動機能	1級から6級までの各級		1級から4級までの各級	
心臓機能障がい		1級及び3級			
じん臓機能障がい		1級及び3級			
呼吸器機能障がい		1級及び3級			
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級			
小腸機能障がい		1級及び3級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級			
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級			

療育手帳の交付を受けている人

障がいの区分	障がい者所有・障がい者運転①		左記以外の場合②③④	
	障がいの等級		障がいの等級	
知的障がい	A1・A2・A3・B1		左に同じ	

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人

障がいの区分	障がい者所有・障がい者運転①		左記以外の場合②③④	
	障がいの等級		障がいの等級	
精神障がい	1級		左に同じ	

● 減免の条件

手帳・運転免許証及び車検証の住所は、住民票の現住所と一致していることが必要。
申請年度を遡及して自動車税（種別割）の減免はできません。
排気量の制限なし。ただし、減免上限額あり。障がい者1人につき軽自動車を含めて1台。

● 手続き

東福岡県税事務所収税第三課自動車税係または県内の県税事務所（分室を除く）で手続きをします。
自動車税（環境性能割）及び新規登録に伴う自動車税（種別割）については、登録時に福岡運輸支局構内の東福岡県税事務所（千早分室）で手続きをすることができます。

● 申請に必要な書類など

- ① 減免申請書
- ② 運転免許証及び自動車検査証（令和5年1月より車検証が電子化されたため、電子車検証をお持ちの方は、「電子車検証」の原本及び最新の「自動車検査証記録事項」が必要）
- ③ 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）
- ④ 個人番号に係る書類（個人番号が確認できるもの、身元確認ができるもの等。詳細については県税事務所におたずねください。）

※同居の家族が自動車を所有または運転する場合は、上記のほかに下記のものが必要です。

- ⑤ 住民票謄本（世帯全員・続柄記載）発行から3か月以内のもの
（同居であっても世帯が別の場合は住民票と併せて戸籍抄本等も必要）

※所有者（納税義務者）、運転者が障がい者の方と生計を一にする者であるが、別居しているときはほかに健康保険証、通院・通所の証明書等が必要となりますので、詳細については県税事務所にお尋ねください。また、常時介護者が運転する場合は、市が発行する常時介護証明のほか、必要な書類については、県税事務所におたずねください。

※視覚障がいについては、平成30年7月に基準が改正され、等級が改定されました。手帳の交付時期により級の読み替えが必要ですので、県税事務所にお尋ねください。

● 注意事項

すでに減免適用を受けた車を手放した場合は、福岡運輸支局で抹消または第三者への名義変更の手続きをしないと以後減免ができません。

● お問い合わせ

東福岡県税事務所 収税第三課

福岡市東区箱崎1丁目18-1 自動車税第一係 TEL 092-641-0236
自動車税第二係 TEL 092-641-0237

東福岡県税事務所 千早分室

福岡市東区千早3丁目10-40 福岡運輸支局構内 TEL 092-661-5456
福岡県ホームページアドレス

「身体障がい者等の方の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免制度概要」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinsyougenmenseido.html>

軽自動車税（種別割）の減免

●減免の条件

減免の対象となる障がい者等 1 人につき普通自動車を含め 1 台のみ減免できます。

- ① 障がい者等本人が所有し、自ら運転する場合。
- ② 障がい者等本人と生計を同じくする者が所有し、生計を同じくする者が運転する場合。
- ③ 障がい者等本人が所有し、生計を同じくする者が運転する場合。
- ④ 障がい者等（免許のない人を含む）のみで構成されている世帯で、障がい者等が所有し、通学・通院等に使用するため市が常時介護証明（週 3 回以上）を発行し、介護者が運転している場合。

●対象となる人

28 ページの表に示した人と同じです。

●手続き

軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いてから納期限までに以下の書類を持参して申請を行います。

※軽自動車税（種別割）の納税通知書は毎年 5 月 1 日頃に発送します。

※減免申請は、毎年必要です。

●申請に必要な書類

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ② 運転者の運転免許証
- ③ 軽自動車税（種別割）の納税通知書
- ④ 個人番号カード等
- ⑤ 代理人が申請する場合、納税義務者本人が書いた委任状等（詳しくはお問い合わせください。）

※軽自動車税（種別割）の減免申請の際には個人番号（法人の場合は法人番号）を申請書にご記入いただきます。このとき、個人番号の確認と窓口に来られた方の本人確認を行います。

●減免申請を郵送でも受け付けます

原則として同一車両につき昨年以前から引き続いて減免を申請される方について、郵送でも申請を受け付けます。（初めての申請の方で郵送申請を希望される方はご相談ください。）

●郵送していただくもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの写し（顔写真がついている面と、障害のある部分や等級の記載がある面の写しが両方必要です。）
- ② 運転者の運転免許証の写し
- ③ 軽自動車税（種別割）の納税通知書
- ④ 個人番号カードまたは通知カードの写し、個人番号入り住民票のいずれか（紛失した場合はなくても受け付けます。）

軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いてから納期限まで受け付けます。（必着）

郵送申請のあて先

〒811-3492

宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市税務課固定資産税係

※減免の決定は、6 月上旬頃になります。減免決定通知及び車検用納税証明書を郵送しますのでご確認ください。また、病気などの影響で期限内に申請できない方は、事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ

宗像市役所 税務課 固定資産税係 TEL 0940-36-7351 FAX 0940-36-2831

事業税の非課税

●対象となる事業

両眼の視力を喪失した方又は万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある方は矯正視力について測定したもの）が0.06以下である方の行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業は個人事業税が非課税となります。

●お問い合わせ

東福岡県税事務所 課税第1課 事業税係
〒812-0053 福岡市東区箱崎 1-18-1
TEL 092-641-0146 FAX 092-641-0136

預貯金等の利子非課税

障がいに応じて350万円までの預貯金等の利子が非課税扱いになる場合があります。
詳しくは、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ

各金融機関